

日本国債の利回りが30年ぶりの水準まで上昇するなど、円金利水準の上昇によって個人投資家の間でも社債への注目度が高まっています。

社債は資産運用を検討する際に「株式と比べて価格変動リスクが小さい」ことや、株式とは異なり満期があつて、それが到来すれば原則として投資元本が返ってくるという商品性などから、比較的安定的な運用が見込める投資商品として注目が高まっています。

段々と身近な金融商品となってきた社債ですが、みなさんは「社債管理者」って聞いたことがありますか？

多くの方はご存じないかもしれませんが、社債管理者は社債を購入した投資家を守る非常に重要な役割を担っています。今回は、すでに社債に投資されている方や社債に興味があり投資を検討している方向けに「社債管理者」についてわかりやすくご説明します！

社債管理者とは？

社債管理者とは、投資家の利益を守るため、発行会社からの委託を受けて、社債権者のために、社債の元利金の弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理のために必要な行為を行う者をいいます。

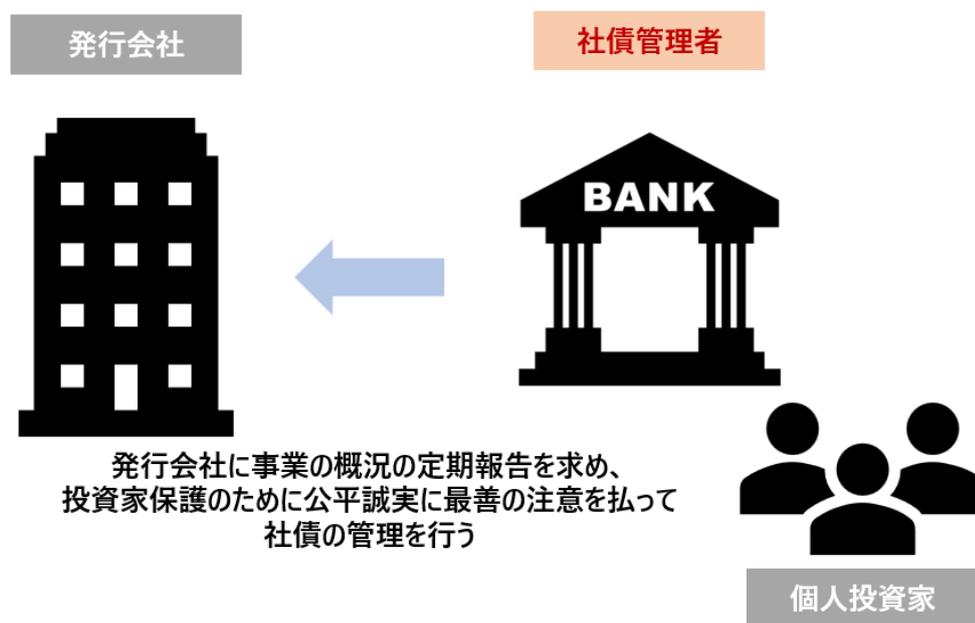
社債管理者は、会社法においてその設置や権限等が定められている制度であり、社債権者保護を目的として法律上位置付けられた存在です。

社債管理者は以下の3つの義務に基づき、公平誠実に最善の注意を払って、弁済の受領・債権の保全など、投資家保護のために必要な一切の行為を行います。

- ・公平義務（社債権者を、その保有する社債の内容や数量に応じて公平に扱う義務）
- ・誠実義務（自己又は第三者の利益と社債権者の利益とが相反する場合に、自己又は第三者の利益を優先して社債権者の利益を害さない義務）
- ・善管注意義務（社債管理者としての権限を、適切な時期及び方法により行使する義務）

会社法上、社債管理者になることができる者は、銀行、信託会社、保険会社などの金融機関に限定されています。みなさんが一度は名前を聞いたことがあるような大手銀行や信託銀行が社債管理者となるのが一般的です

社債管理者とは？



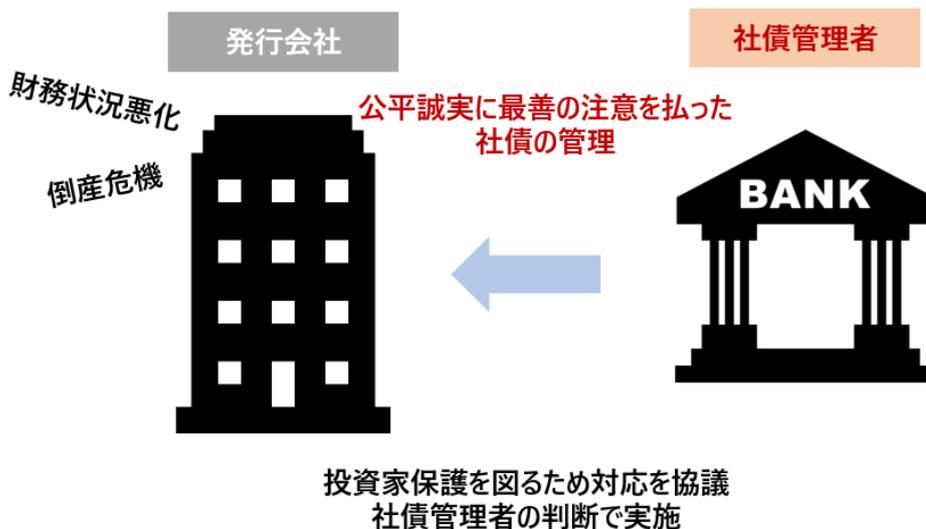
社債は購入したら終わりではなく、発行後も利息の支払いや契約条件が守られているかを継続的に確認する必要があります。これを個人投資家が、債券が償還されるまでご自身でモニタリングするには大変な労力が必要ですよね。そこで、個人投資家を代表して専門的な立場から発行会社をチェックする役割を担うのが社債管理者です。

一方で、社債管理者がいるからといって元本が保証されたり、社債のリスクがなくなったりするわけではありませんのでそこは誤解の無いようにお願いします。

財務状況の悪化など信用リスクが高まった際の社債管理者の役割とは？

社債に投資するとき心配なのは、投資したお金が返ってくるのか、決められたとおりに利金が支払われるかですよね。投資元本や利金がちゃんと支払われるかどうかは、発行会社の財務状況にかかっています。発行会社の財務状況が悪化することを信用リスクが高まるなどと言いますが、その場合には、社債管理者は投資家保護を図るために発行会社と協議し、社債管理者の独立した判断によって適切な対応を行います。

信用リスクが高まった際は？



例えば、会社法で定められている社債管理者の権限には、「社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為」を行うことが含まれます。具体的には、債権の支払の請求及び催告、支払請求のための訴えの提起、債権を保全するための保全命令の申立てなどを行うことをいい、これらの行為は、社債権者集会の決議がなくても行うことができます。

したがって、発行会社の財務状況が悪化し、社債の償還が危ぶまれると社債管理者が判断した場合には、全社債権者のために裁判所に民事保全手続の申立てを行うことができます。

難しい言葉が続いてしまいましたが、このように社債管理者は個人投資家の権利を守ってくれるとても心強い存在なのです。

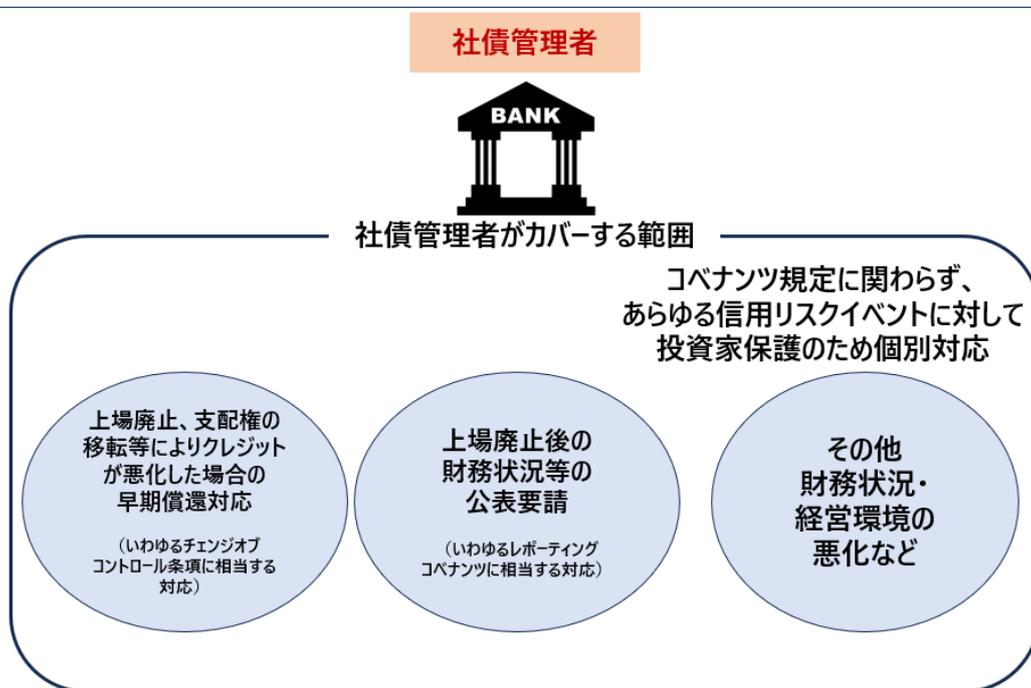
【応用編】社債管理者とコベナンツ

あまり聞きなれない言葉を並べてしまうと社債って難しい！と思われてしまうかもしれませんので応用編としてお読みください。

社債を発行するときに、発行会社の財務状況悪化や投資家にとって不利になるような発行会社の行動から社債投資家を守るために、あらかじめ発行会社が守るべき義務や制限を定めた特約条項が設けられます。これを「コベナンツ」といいます。

例えば、発行会社において支配権の移転が発生した場合や上場廃止申請がされたり上場廃止基準に該当したりした場合などに、満期償還日より前であっても投資家から発行会社に償還を請求できる条項（チェンジオブコントロール条項）や、社債の発行者が上場を廃止した場合でも継続して投資家に財務状況を公表する条項（レポーティングコベナンツ）などがあります。その他、一定の財務数値（自己資本比率など）を維持するコベナンツが設定されることもあります。

社債管理者とコベナンツの関係性



お気付きでしょうか。コベナンツも社債管理者も、同じく社債投資家を守るためのものです。

社債管理者はコベナンツの有無に関わらず、独立して投資家保護の観点から適切な対応をする責務があります。言い換えると、社債管理者は社債の信用状況を継続的に確認しているので、社債管理者が設置されている社債は償還まで手厚くフォローされていると言えるでしょう。

社債管理者の設置は会社法上の義務であり、額面1億円未満の社債には原則として社債管理者を設置しなければなりません。当然、当社がこれまでに販売した国内発行の個人投資家向け社債にも、全て社債管理者が設置されています。

このような社債管理者の役割を知っておくこと、より安心して投資判断することができるのではないのでしょうか。今後の社債投資にあたっては、縁の下の力持ちの役割を担っている、社債管理者にもぜひご注目ください。

ご注意事項

手数料等について

- 債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。

- ※ 当社は、お客さまとのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客さまが購入される価格」と「お客さまが売却される価格」）を決定しております。
- 為替取引には、当社為替スプレッドがかかります。外貨建債券を円貨決済で購入される場合および利金・償還金の円貨での受取を指定した場合の為替取引、外貨建債券（円貨決済型）の購入時および途中売却時には当社為替スプレッドがかかります。当社為替スプレッドについては[こちら](#)をご確認ください。

債券投資のリスクについて

- 債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは「[外国証券の国内店頭取引について](#)」及び「[公社債の売買取引について](#)」をご覧ください。
- 外貨建債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 詳しくは、SBI 証券 WEB サイトの当該商品等のページ、[金融商品取引法等に係る表示](#)又は契約締結前交付書面等をご確認ください。

ディスクレーマー

商号等：株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 44 号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会